(趣旨)

第1条 この要綱は、養護老人ホーム(以下「老人ホーム」という。)の入所者 の福祉と施設運営の円滑化を図るため、老人ホームの入所者に生活補給金を 支給することについて必要な事項を定めるものをする。

(支給要件)

- 第2条 市長は、老人福祉法(昭和38年法律第133号)第11条第1項第1号 の規定に基づき春日井市が入所措置を採った者で、次の各号に該当するもの に対し生活補給金を支給する。
 - (1) 月の初日に入所している者
 - (2) 支給日の属する月の前月の収入(老人保護措置費における福祉年金の受給権を有しない者に加算される額を含む。)が 7,500 円未満の者。ただし、次に掲げるものは、収入に含まないものとする。
 - ア 老人保護措置費における介護保険料加算及び入院患者日用品費
 - イ 生活保護法(昭和 25 年法律第 144 号)において収入として認定しないこととされる収入

(支給金額)

第3条 生活補給金の額は、1月につき 7,500 円から前月の収入(100 円未満の端数が生じた場合は、これを四捨五入する。)を控除した額とし、各月ごとに当月分を支払う。

(資格調查)

第4条 老人ホームの長は、入所者についてあらかじめ収入状況等を調査し、 支給要件に該当する者の発見に努めなければならない。また支給者名簿(第 1号様式)及び収入状況調書(第2号様式)を作成し、生活補給金の支給状 況及び受給者の収入状況を明らかにしておかなければならない。

(支給の手続)

第5条 老人ホームの長は、支給要件に該当する入所者が生活補給金の請求及び受領をしようとするときは、その者からの委任状(第3号様式)により請求及び受領に関する委任を受けるものとし、収入状況調書、受給資格調書(第4号様式)及び請求書を市長に提出するものとする。

(支給の決定)

第6条 市長は、前項の規定に基づき請求があった場合、支給要件を審査し、 適当と認めた場合は生活補給金を支給する。 (不正利得の返還)

第7条 市長は、偽りその他不正な手段により生活補給金の支給を受けていた 者があるときは、その者に既に支給された生活補給金の全部又は一部を返還 させることができる。

附則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附則

- 1 この要綱は、平成19年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際、現に本則各号に掲げる要綱の規定に基づいて調製されている用紙類は、この要綱の規定にかかわらず、当分の間、そのまま 又は所要の訂正をして使用することがある。

支 給 者 名 簿

年 月分)

連番	支給年月日	氏 名	支 給 額	受領印	備考
合計	名	支給総額	円		

第2号様式(第4条関係)

収 入 状 況 調 書

被措置者氏名		
生年月日		
性別		
措置開始年月日		
措置廃止年月日		

月別収入状況

	収入額	収入内訳	支給年月日	支給額	備考
4月	円			円	
5月					
6月					
7月					
8月					
9月					
10月					
11月					
12月					
1月					
2月					
3月					
計					

委 任 状

施設所在地 施 設 名 職・氏名

上記の者を代理人と定め、老人ホーム入所者生活補給金の請求及び 受領に関する権限を委任します。

年 月 日

(宛先) 春日井市長

受給者	氏名	印
	氏名	印

4号様式(第5条関係)

生活補給金受給資格調書

(年 月分)

施 設 名

連番	氏名	生年月日	年齢	前月収入額	支給額
計					

上記の者は、老人ホーム入所者生活補給金支給要綱第2条に規定する支給要件を有することを証明します。

年 月 日

施設名

職・氏名

印